

前田厚子議員

第1 標題「デフリンピックの周知と聴覚障がい者の活動について」

1 回目の質問

公明党の前田厚子です。

只今、議長より許可をいただきましたので、令和7年6月議会におきまして、市政一般に関する質問をさせていただきます。

第1 標題 「デフリンピックの周知と聴覚障がい者の活動について」お聞きします。

1 点目 デフリンピックの周知に向けてお聞きします。

東京2025デフリンピックが、東京都を中心に11月15日から26日までに開かれ、約80か国・地域から選手約3千人が参加すると言われていています。

デフリンピックとは、「聞こえない・聞こえにくい人のためのオリンピック」です。この東京2025デフリンピックは、日本初開催であり、またデフリンピックが開催されてから100周年となる、歴史に残る大会とのことでした。

昨年、本市出身の佐藤正樹選手が、堀内市長のところに表敬訪問されました。「柔道で金メダルを目指して出場します。」と。是非、皆様に応援していただければと思います。

全日本ろうあ連盟常任理事の久松三二氏は、「ろう者は、この大会を共生社会の実現に繋げる契機にしたいと願っています。」とお話ししていました。

また、「全国手話言語市区長会」は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、聴覚障がい者に対する情報保障の環境整備を進め、全国の自治体における施策展開の情報交換等を行うことを目的として設立されています。

このことから、デフリンピックを迎えるにあたり本市においては、更にその情報を市民に広く伝え、多くの市民の皆様に応援していただくために、まずは広報を活用していただきたいと思います。そのほかに、市が考えている周知活動であることがありましたらお聞かせ下さい。

このようなデフアスリートの姿を通して、改めて夢を持って努力することの大切さを子ども達だけでなく、広く市民に伝える機会にしたいと考えています。繰り返しますが、デフリンピックは、聴覚障がい者の方と市民とを大きく近づけるチャンスになると思います。国としても様々な周知を考えているとお聞きしていますが、市

でも、この機会を活かすことなどをお考えでしょうか。市の取組がありましたらお聞かせ下さい。

2点目 聴覚障がい者の活動についてお聞きします。

令和5年の9月議会で「市民に広く手話言語を知ってもらうための対応について」質問をさせていただきました。その後の進捗状況も踏まえ今後の取組をお聞きするため、質問をさせていただきます。

本市では、市の聴覚障害者協会の方々が、平成26年9月議会で意見書を求める請願書を市に提出し、議会で賛成していただき意見書が採択されました。

内容は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く市民に広め、聞こえない子どもが、手話を身に付け、手話で学び自由に手話が使え、更に手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定することです。

手話は、大正時代から、ごく最近まで、ろう学校において禁止されてきました。このことも、私を含め知らなかった方が多いのではないのでしょうか。それまでは、口話法といって口の動きを見ながら会話を進めてきました。手話は、まだ、歴史が浅いため、本当に必要としている方だけの言語となっていました。ようやく、昭和45年になって、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法に明記され、国内外で認知されるようになってきましたが、社会における手話は、まだまだ、広く認知されているとは言えません。

そのため、ろう者の方々は、物事を考えたり、お互いに何を考えているのか理解し合いたいと思い、学んだり情報を共有したりしながら、地域で、ろう者とろう者以外の方達が共生できることを目指して日々活動しています。

しかし、私は、本市において手話が言語であると認識している市民の方が思いのほか少ないのではないかと感じ、聴覚障害者協会の方に改めてお聞きしました。

その中で、一番望んでいるのは、手話が、私達が普段話している言葉と同じ、言語だということを、皆様に知ってもらい、理解してほしいということでした。

そして、市内にお住まいの聴覚障がいの方々に、「聴覚障害者協会」というものがあることを知ってもらい、協会に繋がっていない市内の聴覚障がい者の皆様に無理のない程度に、一緒に活動をしたり情報をお届けしたり共有していきたいとお話してくださいました。

しかし、その方々に必要な声が届いていないことに不安を感じ、このようなことを、市民に伝えたいので何か良い方法はないかとのことでした。

このような当事者の意見もある中、手話が言語であるということを市民に深く理解していただくとともに、市として当事者の意見や考えを広く市民に伝えていくことが、行政として重要と考えますが、市の考えをお聞かせ下さい。

また、「手話言語を知ってもらうための対応」として、これまでの市の取組や、今後に向けた考え方などありましたら、併せてお聞きします。

3点目 「聴覚障がい者の避難訓練について」お聞きします。

聴覚障がい者の方々が今、一番不安に思っていることは、まだまだ手話が市民の中で認識されていないなか、今後、いつ起こるか分からない災害時における対応です。

今年の5月28日には、改正災害対策基本法が可決されました。

その中には、災害時の福祉の充実として福祉サービスが明記されています。そこで、正確で迅速な情報提供をお願いしたいのですが、現在、聴覚障がい者に対し、市として、どのような対応をされていますか。お聞かせ下さい。

また、防災マニュアルと富士山火山噴火避難対策ガイドブックが市内に全戸配布されましたが、要配慮者を支援しようと半ページに声掛けが載っているだけでした。ろう者の方は、一見すると障がいのあることに気づいていただけていない場合が多いことに不安を抱いています。そこで聴覚障がいの方々に声をかけていただき、マニュアルに基づいた実際の訓練をしてほしいとのことでした。

市には、このような要望に応えていただきたいのですが、どのようにお考えですか、お聞かせ下さい。

以上で1回目の質問を終わります。

1回目の市長答弁

前田厚子議員のデフリンピックの周知と聴覚障がい者の活動についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のデフリンピックについてであります。聴覚に障害のあるアスリートが出場する国際的なスポーツ大会であり、障害のある方への理解の促進や多様性のある共生社会の実現に向けて大変意義のあるイベントであると認識しております。

今回の東京 2025 デフリンピック大会を迎えるにあたり、本市が考えている周知活動といたしましては、市の公式ホームページや広報紙などを活用し、デフスポーツの紹介や佐藤正樹選手を始め、本市にゆかりのある選手の情報を発信してまいりたいと考えております。

また、一般財団法人全日本ろうあ連盟主催による東京 2025 デフリンピックに向けた全国キャラバン活動が予定されており、6月 14 日から全国キャラバンカーの巡回がスタートいたします。山梨県においては、11月 3 日から 8 日までの 6 日間の日程とされており、この全国キャラバンカーの巡回につきましても、広報媒体を活用し、デフリンピックの周知を図ってまいります。

次に、市の取組についてであります。本市のスポーツ推進委員が中心となり、聴覚に障害のある方だけでなく、障害の有無にかかわらず誰もが軽スポーツ教室に参加できる機会を既に用意しております。このような機会において、デフリンピックの周知を図っていくことと併せ、本市の教育施設内などにデフリンピックや手話言語に関連する書籍を紹介する展示コーナーの設置、さらには本市が主催するイベントにおいてデフリンピックのチラシなどを配布することも検討した上で、より多くの方にデフリンピックの魅力に触れていただく機会を創出してまいりたいと考えております。

次に、2 点目の聴覚に障害のある方の活動についてであります。聴覚に障害のある方が、地域で安心して生活し、社会参加を行っていくためには、より多くの市民が手話に対する理解を深め、当事者の思いや考えを市民全体で共有していくことが、何よりも重要であると考えております。

これまで本市では、小中高校生を対象としたボランティアスクールでの手話体験や、小中学校において聴覚に障害のある方御本人による講話の場を設けるなど、福祉教育の充実に努めると共に、手話や聴覚障害に対する意識啓発活動として、9月 23 日の「手話言語の国際デー」に合わせ、市役所庁舎壁面や富士山レーダードーム館においてのブルーライトアップなど、手話が言語であるとの認識を広く周知する取組を進めております。

また、日常生活や社会活動における意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者の派遣、さらには、市民を対象とした手話奉仕員養成講座を毎年開催し、聴覚に障害のある方のコミュニケーション支援と自立・社会参加のためのボランティア人材の養成など、聴覚に障害のある方の社会参加支援にも力を注いでおります。

今後におきましても、様々な媒体を活用した周知啓発活動と福祉教育などの意識啓発事業について継続して実施すると共に、富士吉田市聴覚障害者協会や手話サークル連絡協議会などの関係団体と連携し、手話や聴覚障害に対する理解浸透に向けた活動を通じて、障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに尊重し合い、支え合う地域社会の実現を目指した取組を更に進めてまいります。

次に、3点目の聴覚に障害のある方の避難訓練についてであります。災害対策基本法の改正案が今国会において可決・成立し、附帯決議として、必要とする人に適切な福祉サービスが提供されるよう、国に対してガイドラインを整備することを求めており、本市におきましても、国や県の動向を注視し、誰一人取り残さない防災への取組を推進してまいります。

また、災害時の正確で迅速な情報提供について本市では、富士吉田市安心安全メールマガジン、防災アプリなどを既に稼働しており、今後につきましても、正確で迅速な情報提供が出来るよう努めてまいります。

次に、避難行動要支援者への訓練参加の呼びかけについてであります。本年3月定例会における前田議員の一般質問において答弁申し上げましたとおり、災害対策基本法において、自発的な防災活動への参加は住民の責務とされております。平時から地域の自主防災会や民生委員・児童委員と避難行動要支援者名簿を共有しており、視覚や聴覚に障害のある方の所在は把握しているため、今後は自主防災会を通じ防災訓練への参加を呼びかけると共に、視覚や聴覚に障害のある方の関係団体等にも周知し、一人でも多くの市民が参加いただける防災訓練を実施し、課題を検証してまいります。

以上、答弁といたします。

第2 標題 「近年の物価高対策について」

1 回目の質問

第2 標題 近年の物価高対策についてお聞きします。

最近の物価高は市民の家計を直撃し、また中小企業や小売店は、軒並みその影響を受けているように思います。

ガソリン代や灯油代、野菜をはじめとする食品全般、更には米の値上げにより、お米屋さんや、スーパーの店頭からお米が姿を消すという、今までにない状況が続き、市民は、不安な日々を送っています。

その一方、新倉山浅間公園に続く道や、市内はインバウンドの方々に賑わい、あたかも景気も良く、商売も繁盛しているように感じます。

しかし、物価高の中で、家計を支えるお母さん方のご苦勞は並大抵ではありません。

家計を守るお母さん方からは、こんな声も届いています。「育ち盛りの男の子が3人いるので、お米はすぐ終わってしまい、買いに行ってもお米が無い。どうしたらいいのか。」とか、「今まで、お弁当におにぎりを持たせたけれど、お米が高いのでおにぎりを小さくしたら、子どもに嘆かれた。」とっていました。

また、高齢者のご夫妻は、「長年、朝食は御飯と味噌汁だったのが、お米が買えなくなって、他のものを食べていたら、体調が悪くなったので、早く何とかして欲しい。」と、これは、決して笑えることでは無いと思いました。お米だけでも、様々な影響が出ています。

ましてや、ガソリンや食料品全般、家計を支える全てが値上がりで市民生活は、今、大変なことになっています。

本市では、2020年4月に全国の自治体に先駆けて、「新型コロナウイルス撲滅支援金」として市民1人に1万円の支給をしてくださいました。また、2021年の3月には、「七福来券」として更に市民1人1万円の支給がありました。

その時、富士吉田市民は、1万円の支給があったことも嬉しいのですが、何よりも、どこよりも早く市民に寄り添った施策をしてくれた富士吉田市の英断が、嬉しくまた、元気をもらったと話していました。

現在は、国の施策が動き、7月からは、電気・ガスなどで各家庭において3か月で3,000円の負担を抑制する旨が発表されました。

ガソリン価格やコメ価格の引き下げも毎日、新聞やテレビで報道しているとおりです。

こうした中で、「国から交付金というのが、きているみたいだけれど、うちの市には、きていないの。」と聞いてくる人が何人もいました。

そこで、交付金のことを市民にお伝えする必要があると思い、ここでお聞きします。

「令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が各自治体に交付されました。

推奨事業メニューは、（生活者支援）と（事業者支援）があります。

（生活者支援）は、

「エネルギー・食料品価格等物価高騰に伴う子育て世帯支援」、

「消費下支え等を通じた生活者支援」など4件、

（事業者支援）は、

「医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」など4件の内容となっております。

その使い道は、各自治体に物価高対策として使うようにと交付されたものと認識していましたが、本市において、交付された金額とその交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果についてお聞かせください。

また、引き続き国から各自治体に地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう「重点支援地方交付金」が、令和7年5月27日閣議決定されたと発表がありました。そこで、追加される交付金の使い道はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

前田議員の近年の物価高対策についての御質問にお答えいたします。

まず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使途及びその効果についてであります。当該交付金は、国の令和6年度補正予算が令和6年12月17日に成立し、全国の地方公共団体に交付されたものであります。

このことから本市では、本年2月臨時会におきまして、国からの交付額及び実施事業について、議会に提案させていただきました。その際に、御説明申し上げましたとおり、本市における国からの推奨事業メニュー分の交付金額は1億4,016万9千円でありまして、国の推奨メニューとなっている小中学校の給食費及び保育園の副食費無償化事業に充当いたしました。

その効果といたしましては、子育て世代の保護者の負担軽減に大きく寄与できているものと評価しております。

本市においては、令和元年10月から県内において、また全国的にもいち早く、学校給食費の無償化を開始しておりますが、令和3年の後半から全国的に物価上昇が始まり、給食センター運営事業における令和6年度の決算見込みでは、物価上昇前と比較しますと、賄材料費等の高騰により、約5千万円の増加となっております。

このようななか、給食の質や量を低下させることなく、持続可能な給食費無償化を実現するためには、限られた予算から費用を捻出する必要がありますので、当該給付金を活用したものであります。

次に、令和7年度の追加交付につきましては、先般2,157万8千円が交付限度額として示されたところであります。

令和7年度分の当該交付金については、今後の更なる追加の有無等、国の動向を注視しつつ、対応してまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

第2 標題 近年の物価高対策について2回目の質問をします。

各自治体で物価高騰に対する生活者や事業者の負担の軽減を図るため「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、地域経済や住民生活支援等の様々な取り組みを行っていることは、市長もご存知だと思います。

今回本市では、その交付金は、学校給食費の無償化と保育園の副食費無償化、そして非課税世帯の給付金に充てられたと聞いています。

給食費に関しては、この物価高の中で献立が驚くような質素な内容になっている学校もあるようです。その点、本市においては、無償化を継続していくなかで、更に質を下げずにおいしい給食を提供してくださっています。給食に携わる皆様のご苦勞に感謝しております。

私も、本来なら、1回目の重点支援交付金の時に市民の声に耳を傾け、少しでも生活の負担軽減をするための家計応援計画を要望として「意見書」などにして、市長にお届けすべきだったと反省しています。

引き続き、令和7年度にも、積み増しの重点支援交付金が、やはり物価高対策として各自治体に交付されています。

それが、現在 2,157 万 8 千円と示されましたが、この交付金の使い道もすでに計画されていますか。

また、新聞等でも報道されましたが、本市では、ふるさと納税が、職員の皆さまの日々の努力の積み重ねで、今年は寄附額が 101 億円を越えました。

市民は、この 101 億円という数字に驚きと期待を寄せています。そんな中で、決して、財源がないとは思えない。そんなふうにおっしゃっている市民の声を多く聞きます。

そこで、早くから近隣の町村でも物価高対策として、町民に商品券を出したり、村民の光熱費に充てるよう現金支給をしたりしています。

ふるさと納税や令和 7 年度の交付金と合わせて本市ができる施策を計画していただけないでしょうか。

市長の考えをお聞かせください。

また、このような時に生活困窮者への情報を周知また強化したり、物価高騰に関する市民からの相談窓口を設けることも考えていただけませんか。

市長の見解をお聞かせください。

以上で、2 回目の質問を終わります。

2 回目の市長答弁

前田議員の 2 回目の御質問にお答えいたします。

まず、令和 7 年度に交付される 2,157 万 8 千円の交付金の使い道についてですが、現在、検討中であり、先ほど答弁申し上げましたとおり、今後の更なる追加の有無等、国の動向を注視しつつ、対応してまいります。

また、既に御承知のこととは思いますが、ふるさと納税につきましては、寄附額のうち、約半額は、事業者への返礼品代金やポータルサイト手数料等の経費であり、市の財源となる金額は寄附額の半額であります。

さらに、寄附者は、教育支援事業、まちづくり支援事業、防災環境の整備事業等、8 つのメニューの内から使い道を指定して寄附されることから、その意向に沿った事業に毎年度活用させていただいております。

持続可能な富士吉田市の実現に向けて、各種公共施設の老朽化対策等に対して、しっかりと備えて行く必要があることにつきましても是非、御認識くださいますようお願いいたします。

次に、本市ができる物価高騰対策についてであります。本来、これらの経済的課題は、国が責任をもって包括的かつ持続的に対策を講じるべき問題であります。国においては、ガソリン価格抑制のための支援や電気・ガス料金の負担軽減支援、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による低所得世帯に対する現金給付など様々な支援策が講じられておりますが、目に見えた効果は実感できておりません。

こうしたなかで、国政においては、減税や現金給付の案などについて、夏の参議院議員通常選挙の焦点となるとの報道も出ております。

まずは、こうした国の物価高騰に苦しむ市民や事業者の皆様への支援策について、どのような策となるのかを注視しつつ、対応してまいります。

次に、生活困窮者への情報の周知の強化や、物価高騰に関する市民からの相談窓口についてであります。生活困窮者に対し、従前より福祉課と社会福祉協議会を窓口として、きめ細かな相談支援を行っており、個々の相談内容に応じ、関係機関と連携するなかで生活支援につながる施策に取り組んでおります。

また、物価高騰により、多重債務やクレジットの返済など金銭トラブルに陥った場合には、本市に設置しております消費生活センターにて相談を受け付けると共に、事業者に対しましても、富士吉田商工会議所を始めとする支援機関と連携し、相談体制を整えております。

今後も引き続き、きめ細かな相談支援に努めると共に、市ホームページ等を活用した情報発信や、各関係機関等と連携を図り、様々な方に対して情報が行き届くよう取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

3 回目の質問

前田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、交付金の使い道についてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、今後の更なる追加の有無等、国の動向を注視しつつ、対応してまいります。

次に、市民が物価高騰を乗り越えるための施策についてであります。長引く困難な状況に対し、国が様々な対策を講じているにもかかわらず、目に見えた効果が実感できていないことも事実であります。

つきましては、物価高騰に苦しむ市民の皆様や事業者の皆様への有効な支援策について、これまでその時々的情勢に応じて様々な施策を実施してまいりましたように、今後も引き続き、物価高騰対策に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

3 回目の市長答弁

前田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、交付金の使い道についてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、今後の更なる追加の有無等、国の動向を注視しつつ、対応してまいります。

次に、市民が物価高騰を乗り越えるための施策についてであります。長引く困難な状況に対し、国が様々な対策を講じているにもかかわらず、目に見えた効果が実感できていないことも事実であります。

つきましては、物価高騰に苦しむ市民の皆様や事業者の皆様への有効な支援策について、これまでその時々的情勢に応じて様々な施策を実施してまいりましたように、今後も引き続き、物価高騰対策に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

「締めの言葉」

第1 標題の障がい者の災害への不安には、避難訓練を重ねることがもっとも大事だと認識しました。

第2 標題の物価高対策に対して質問の中では、具体的支援策は、お示ししていただきませんでした。本市でなければ手が届かないような本当に大変な方への支援策には有効な形で、取り組んでくださると受け止めさせていただきました。

以上で、質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。